

新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

小売業経営者

R3年7月版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充しました。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に小売業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～今年8月末（予定））の休業等について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、助成率が最大10/10となります。さらに、助成額の上限が対象者1人当たり最大15,000円/日となっています。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を活用いただけます

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は、HP等をご覧ください。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。

再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）

金融機関が資本とみなせる資本性資金を調達したい

新型コロナ対策資本性劣後ローンをご活用いただけます

日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

※7/1から、日本公庫中小事業と商工中金においては上限を7.2億円から10億円に拡充。

- ・貸付限度：日本公庫国民事業7,200万円、日本公庫中小事業・商工中金10億円
- ・貸付期間：20年、10年、5年1ヶ月（期限一括償還）

売上が大幅に減少したが、事業を立て直し、継続したい

月次支援金を給付します

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が対前年（または対前々年）同月比で50%以上減少した中小法人等に最大20万円/月、個人事業者等に最大10万円/月の月次支援金を給付します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます

インターネット販売の開始や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供のための、システムやITの新規導入、ECサイトの新規構築等を支援。また、小規模事業者に対しては、移動販売車の導入等の取組や感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等で確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

